令和９・１０年度申請等級変更に係る特例要領

１　対象業者

次のいずれかに該当する者であること。

⑴　山梨県内に主たる営業所を有する者の建設工事入札参加資格のうち、等級を付して認定している５業種（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業）について、令和８年度から継続して令和９・１０年度も入札参加資格の認定を受けた者であること。

⑵　⑴の者のうち、令和９・１０年度の等級が令和８年度の等級から昇格した者であること。

ただし、令和７・８年度において等級変更の適用を受けて降格した等級から、令和９・１０年度の等級が１等級昇格した者は除く。（２等級以上昇格した者は特例を受けることができる。）

２　変更を認める等級

１等級の降格のみとし、業種ごとに降格を希望する業種と希望しない業種を選択できるものとする。

３　変更申請の方法

等級変更を希望する者は、次のとおり申請を行うものとする。

⑴　申請方法

建設工事入札参加資格等級変更申請書（別紙様式）により、郵送で申請する。

送付先：〒４００－８５０１　山梨県甲府市丸の内１－６－１

山梨県 県土整備部 県土整備総務課　契約担当　あて

⑵　申請受付期間

令和９年４月８日（木）～４月１６日（金）（消印有効）

４　等級変更認定期間

申請により認定された変更後の等級の有効期間は、令和９年５月１日から令和１１年３月３１日までとし、等級変更認定後に再度の等級変更は認められない。